

別紙 2（農地整備に係る取扱い）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の (1) のアに掲げる農地整備事業の取扱いについては、制度要綱及び交付要綱によるほか、別紙 1 運用 1 及びこの取扱いに定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 - 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 - 2 第 2（5 の規定を除く。）、第 3 から第 10 までの規定並びに別記様式第 1 号から第 20 号まで、第 21 号（2 (1) ウに示す様式を除く。）、第 22 号（2 (1) ウに示す様式を除く。）、第 23 号（2 (1) ウに示す様式を除く。）及び第 24 号から第 28 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 2 の 4 の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

| | | |
|--|--|---|
| 第 2 の柱書き | 別紙 1 - 1 運用 1 | 別紙 1 運用 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 - 1 運用 1 |
| 第 2 の 3 (1) | 都道府県道 | 沖縄県内の区域にある県道 |
| 第 3 の 1 (4) | 北海道では 3 ヘクタール、 都府県では 1 ヘクタール | 1 ヘクタール |
| | 各地方農政局長等 | 内閣府沖縄総合事務局長 |
| 第 4 の 4 (1)、 (2) 及び (3) | 地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長） | 内閣府沖縄総合事務局長 |
| 第 5 の 6 から 8 まで、第 7 の 2 から 4 ま で、第 10 の 5 (1) 及び別記様 式第 8 号の 7 (2) の注書き | 地方農政局長等 | 内閣府沖縄総合事務局長 |
| 第 8 | 10 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の 2 パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の | 10 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の 2 パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備 |

| | | |
|--------------|---|---|
| | <p>3年後の年度までにおいて実施するものとする。</p> | <p>事業等の完了年度の3年後の年度までにおいて実施するものとする。</p> <p>11 平成26年度当初予算以降、土地改良施設の一部として小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、施設管理者である土地改良区又は土地改良区連合（以下この別紙において「土地改良区等」という。）が、固定価格買取制度により売電を行う場合は、発電施設に係る補助金のうち、固定価格買取制度による売電の調達価格算定の基礎となっている施設建設費に対する補助金相当分について、農林水産省が定めるところにより、調整を行うものとする。ただし、平成25年度末までに、発電施設の導入可能性について確認され、かつその導入について土地改良区等の合意形成に向けた取組が行われている地区については、この限りでない。</p> |
| <p>第10の6</p> | <p>「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成26年4月1日付け25生畜第2095号農林水産省生産局長、25農振第2128号農林水産省農村振興局長、25林整計第960号林野庁長官、25水港第2975号水産庁長官通知）」による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき実施して</p> | <p>「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改</p> |

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| | いた地区 | 正について」（平成26年4月1日付け25地第547号農林水産事務次官通知）による改正前の交付要綱に基づき平成25年度以前から実施している地区 |
| 別記様式第15号、第16号、第21号、第22号、第23号及び第24号 | 農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては農林水産省農村振興局長） | 内閣府沖縄総合事務局長 殿 |
| 別記様式第15号 | 別紙1-1運用1の第7の規定 | 農地整備事業に係る運用第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1第8の規定 |
| 別記様式第16号 | 別紙1-1運用1の第7の規定 | 農地整備事業に係る運用第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1第8 |
| 別記様式第17号、第18号及び第19号 | 農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長） | 内閣府沖縄総合事務局長 殿 |
| 別記様式第17号 | 農地整備事業に係る運用の第9の規定 | 農地整備事業に係る運用第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1第9の規定 |
| 別記様式第18号、第19号、第20号、第21号、第22号及び第23号 | 農地整備事業に係る運用第9の規定 | 農地整備事業に係る運用第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1第9の規定 |
| 別記様式第20号 | 農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長） | 内閣府沖縄総合事務局長 殿 |
| 別記様式第24号 | 農地整備事業に係る取扱い第7の3の規定 | 農地整備事業に係る取扱い第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-2第7の3の規定 |